

令和5年度 第2回 九州大学移転・跡地対策協議会 開催のお知らせ

日 時 令和6年1月29日(月)10時~

場 所 市庁舎 議会棟 13階 第3特別委員会室

議 題 九州大学の移転に伴うまちづくり

I. 九州大学学術研究都市づくり

Ⅱ. 九州大学移転跡地のまちづくり

協議会の概要

九州大学移転・跡地対策協議会は、九州大学の移転、跡地利用の円滑な推進や、 これに伴う諸問題への適切な対応を図るために必要な調査研究、協議を行うこと を目的として設置され、市議会議員21名で構成されています。

- ◆参考資料 (別紙)
 - · 九州大学移転 · 跡地対策協議会要綱
 - 九州大学移転,跡地対策協議会委員名簿

取材にあたっての留意事項

- ・取材にあたっては、会議の運営の支障にならないよう心がけてください。
- ・取材時においては、常時、報道機関名がわかる腕章等を着用してください。
- ・音声取材使用にあたっては、委員等の発言を一部取り出して全体の主旨を損ねることのないよう、十分配慮してください。
- ・取材場所等その他の事項については、議会運営に準じます。

問い合わせ先

九州大学移転・跡地対策協議会事務局 住宅都市局九大まちづくり推進部計画調整課 黒木・桜井

> 電 話 092-711-4361 (内線2910) FAX 092-733-5909

九州大学移転,跡地対策協議会要綱

(設置)

第1条 九州大学の移転、跡地利用の円滑な推進及びこれに伴う諸問題への適切な対応を図るため、九州大学移転・跡地対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(事業)

- 第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について調査研究し、協議する。
 - (1) 九州大学の移転に伴う伊都キャンパス周辺のまちづくり、跡地利用の推進に関する事項
 - (2) 九州大学の移転、跡地利用に伴う諸問題に関する事項
 - (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員21人で構成する。

(委員)

第4条 委員は、市議会議員のうちから市長が委嘱する。

(役員)

- 第5条 協議会に会長1人、副会長若干人及び理事若干人を置く。
- 2 会長、副会長及び理事は、委員の互選とする。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 5 会長、副会長及び理事をもって理事会を組織する。
- 6 理事会は、必要があるときに会長が招集する。

(会議)

- 第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要と認めるときにこれを招集する。
- 2 会議の議長は、会長とする。
- 3 会長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、住宅都市局において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

- 1 この要綱は、令和5年6月27日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年5月1日限り、その効力を失う。

九州大学移転・跡地対策協議会委員名簿

令和5年6月27日設置

役職	氏 名		所	属
	川 上 晋	平	自由民主党福	晶岡 市議 団
	打 越 基	安	自由民主党権	福岡 市議 団
	今林 ひであ	き	自由民主党権	福岡市議団
	淀 川 幸 二	郎	自由民主党権	福岡市議団
	もろくま 英	文	自由民主党福	福岡市議団
副会長	おばた英	達	自由民主党権	晶岡 市議 団
	山 口 剛	回	公 明 党 福 同	岡 市 議 団
会 長	尾 花 康	広	公 明 党 福 「	岡 市 議 団
	勝 山 信	吾	公 明 党 福 同	岡 市 議 団
	堤 健 太	郎	公 明 党 福 同	岡 市 議 団
	落 石 俊	則	福岡市民	ク ラ ブ
	田中たか	し	福岡市民	ク ラ ブ
副会長	ついちはら 陽	子	福岡市民	ク ラ ブ
	勝見美	代	福岡市民	ク ラ ブ
副会長	阿 部 正	间	日本維新の会	福岡市議団
	木村 てつあ	OH.	日本維新の会	福岡市議団
理事	綿 貫 康	代	日本共産党福	る 一
オブザーバー	藤 野 哲	司	自 民 党	新 福 岡
オブザーバー	浜 崎 太	郎	新しい風、	ふくおか
	森 あや	ſĭ	無所	属
	新開ゆう	じ	無所	属